

医療計画の構成について

現行の医療計画の構成は下記のとおり。次の(1)、(2)及び現在の医療提供体制等の実情を踏まえながら事務局で構成案を検討し、次回以降の医療計画部会へ諮ることとした。

- (1) 国の作成指針及び構築指針において示された、構成に関する事項への対応
 - ・5疾病中、「急性心筋梗塞」の名称が「心筋梗塞等の心血管疾患」に変わったこと
 - ・「地域医療構想」及びその他関連事項を盛り込むこととされたこと
- (2) 地域の実態や取組をわかりやすく反映するための新たな提案
 - ・「地域編」（各圏域1～2頁）として二次医療圏単位の基本情報及び重点的取組を掲載

<参考:現行計画の構成>

目次		
大項目	中項目	小項目
第1編 総論	第1章 計画の基本的な考え方	1計画作成の趣旨
		2計画見直しの要点
		3計画の位置付け
		4計画の期間
		5計画の基本方針
		6計画の推進
		7その他(計画のスタイル)
		8前青森県保健医療計画の評価
	第2章 本県の保健医療の概況	1人口等の概況
		2保健医療体制の概況
		3医療機能の概況
		4患者の受療状況
		5県民の意識
	第3章 保健医療圏の設定と基準病床数	1保健医療圏の設定
		2基準病床数

目次			
大項目	中項目	小項目	
第2編 各論 第1章 質の高い保健・医療・福祉サービス提供のため の取組	第1節 機能分担と連携による体系的な 医療体制の整備	1プライマリ・ケアの普及・充実 2二次医療の確保・充実 3三次医療の確保・充実 4自治体病院の機能再編成 5県立病院 6公的な医療機関 7多様な役割分担・連携の推進	
	第2節 保健・医療・福祉包括ケアの推進	1保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進 2地域連携パスの普及 3地域リハビリテーション支援体制の整備	
	第3節 保健・医療・福祉の拠点機能の 充実・強化	1保健所の機能充実・強化 2市町村における機能の充実・強化	
	第4節 保健・医療・福祉の情報提供の 推進	1医療機能に関する情報提供 2疾病事業ごとの各医療機能を担う医療機関の情報 3保健・医療・福祉の情報共有 4医療提供施設における情報の電子化	
	第2章 医療連携体制の構築等	第1節 がん対策	
		第2節 脳卒中対策	
		第3節 急性心筋梗塞対策 (→ 心筋梗塞等の心血管疾患対策)	
		第4節 糖尿病対策	
		第5節 精神疾患対策	
		第6節 救急医療対策	
		第7節 災害医療対策	
第8節 周産期医療対策			
第9節 小児医療対策(小児救急を含む)			
第10節 へき地医療対策			
第11節 在宅医療対策			

	<p>第12節 歯科対策</p> <p>第13節 その他の医療対策</p>	<p>1歯科保健対策 2歯科医療体制 3感染症対策 4結核予防対策 5エイズ対策 6肝炎対策 7難病対策 8その他の保健医療対策 (1)臓器移植及び造血管細胞移植 (2)血液確保対策</p>
第3章 健康づくりと保健福祉対策	<p>第1節 健康づくり運動の推進</p> <p>第2節 母子保健の推進</p> <p>第3節 成人・高齢者保健福祉対策</p> <p>第4節 障害保健福祉対策</p>	<p>1精神保健福祉センターの充実・強化 2障害福祉対策</p>
第4章 医療安全の確保と健康危機管理体制の構築	<p>第1節 医療安全対策</p> <p>第2節 健康危機管理体制の構築</p>	<p>1医療サービスの質の向上 2医療安全に向けた取組みの推進 3院内感染防止に向けた取組みの推進 4健康危機管理対策 5医薬品等の安全確保対策 6薬物乱用防止対策 7緊急被ばく医療対策</p>
第5章 保健・医療・福祉を担う人材の養成確保と資質の向上	<p>第1節 医師</p> <p>第2節 医師以外の保健医療従事者</p>	<p>1歯科医師 2薬剤師 3保健師、看護師等 4理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 5管理栄養士、栄養士 6介護サービス従事者 7その他の保健医療従事者</p>